

財務省第5入札等監視委員会

令和4年度 第1回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所		令和4年9月21日～令和4年10月11日（書類回覧による開催）	
委員		委員長 村 山 周 平 （村山周平事務所・公認会計士） 委 員 藤 重 由美子 （東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委 員 中 出 哲 （早稲田大学・教授）	
審議対象期間		令和4年4月1日（金）～ 令和4年6月30日（木）	
抽出事案		4 件	（備考）
1	競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：税関安否確認サービス提供業務 契約相手方：株式会社ネットウエルシステム （法人番号8011101050504） 契約金額：3,976,500円 契約締結日：令和4年4月1日 担当部局：東京税関
2	随意契約（物品役務等）	1件	契約件名：携帯情報端末用コミュニケーションサービスの提供 及び運用保守並びに移動体通信サービスの提供に係る 調達 契約相手方：NECネクスソリューションズ株式会社 （法人番号7010401022924） KDDI株式会社 （法人番号9011101031552） 契約金額：222,091,100円 契約締結日：令和4年6月29日 担当部局：東京税関
3	競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：インターネットを使用した船舶追跡サービスの提供に 関する請負契約 契約相手方：株式会社B7 （法人番号8012401024189） 契約金額：2,679,600円 契約締結日：令和4年4月1日 担当部局：横浜税関
4	競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：仙台空港官庁事務所設備等保守管理業務 契約相手方：株式会社東武 （法人番号7011101078389） 契約金額：7,065,666円 契約締結日：令和4年4月1日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等		別紙のとおり	

委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし
------------------------	----

意 見 ・ 質 問	回 答
【事案1】 契 約 件 名：税関安否確認サービス提供業務 契約相手方：株式会社ネットウエルシステム (法人番号8011101050504) 契 約 金 額：3,976,500円 契約締結日：令和4年4月1日 担 当 部 局：東京税関 《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について 低落札率となった要因について 《書類回覧による委員からの質問・意見》 調査された市場価格より、大幅に低い価格で入札されているように見受けられますが、予定価格の調査方法に工夫することは考えられないのでしょうか。 予定価格の積算にあたっては、3者に対して市場価格調査をされたとのことですが、初期費用が10万円に対して、月額サービス利用費用が18万7000円というのは、一般的な比率なのでしょうか。 入札に参加した2者は、市場価格調査を行った3者のうちの2者でしょうか。もしそうであれば、	《担当部局からの事前説明》 地震等の非常時における全国税関職員の安否確認等をスムーズに行うための情報伝達サービスを調達するものです。 本件は、受注者を含む3者に対して市場価格調査を行ったところ、2者が入札に参加しました。 各者とも市場価格調査時は概算費用を見込んでいましたが、入札にあたり仕様書を精査した結果、軽微な初期設定のみで当関の求めるサービスの提供が可能と見込まれたため、低い入札価格となり、低落札率となりました。 なお、予定価格は市場価格調査のうえ、「サービス利用初期費用」、「月額サービス利用費用総額」に区分し、3者から見積を取得できたため、それらのうちの最安値を採用して積算を行いました。 《担当部局からの回答》 本件に係る過去の類似案件が無いことから、予定価格の積算における参考資料が無いため、予定価格の積算においては市場価格調査として業者見積りを採用せざるを得ませんでした。 なお、2者の入札価格が大幅に低い要因は、各企業が複数の入札参加を想定したことに伴う競争性が大きく働いたものと考えられます。 今後、本件のように競争性が働く類似案件があった場合、今回の結果を参考にした落札率等を加味した予定価格の積算を実施したいと考えます。 初期費用／月額サービス利用費用の比率は、案件毎の業務内容及び請負業者によって異なることから、一概に比較できるものではないと考えております。 入札に参加した2者は、市場価格調査を行った3者のうちの2者です。

意 見 ・ 質 問	回 答
入札に参加した１者は市場価格調査の時は入札額より２倍、１者は３倍高い額を伝えていたと理解してよいでしょうか。 携帯電話、スマートフォン、パソコン、端末の種類が３種類の場合と、２種類の場合では、初期設定費用、月額サービス利用料に違いが出てくると考えてよろしいでしょうか。 仕様書２頁の「７ 利用者情報等データの利用」では、「利用者情報」、「データ」、「利用者データ」、「利用者情報等」の名称が使用されていますが、全て同じ概念でしょうか。 契約終了時に受託者が消去する義務を負っているのは、どのデータでしょうか。 別紙２では、「利用者データ」という名称が使用されていますが、これは仕様書７のどのデータを意味するのでしょうか。 職員に対する質問事項や職員からの安否の回答が、消去すべき利用者データに含まれることはないのでしょうか。 仕様書の表現について、今後は、同一の概念については、できるだけ同じ表現を用いるようにした方がよいかと思います。 落札した業者の安否確認サーバの所在はどこでしょうか。また、サーバは１か所だけでしょうか。 例えば、東京が壊滅的震災になっても関西のサーバで対応できるなど、バックアップシステムはあるのでしょうか。	市場価格調査の時は入札時の価格と比較してそれぞれ、およそ６倍、２倍の価格を提示しておりました。 端末の種類が３種類であっても、２種類であっても、初期設定費用、月額サービス利用費用は同額となります。 「利用者情報」等につきましては、すべて同じ概念であり、別紙２における「利用者データ」についても同様です。 契約終了後において、確実に消去する利用者情報とは、本契約にかかる一切の利用者情報であり、職員に対する質問事項や職員からの安否の２回答についても同様です。 今後は、そのようにいたします。 サーバの設置は２か所あるとのことです。場所等についてはセキュリティ上の観点から社外秘で非公表であるものの、当該２か所のサーバは冗長化を担保できる物理的距離を取って設置されているとのことです。

意 見 ・ 質 問	回 答
【事案2】 契 約 件 名：携帯情報端末用コミュニケーションサービスの提供及び運用保守並びに移動体通信サービスの提供に係る調達 契約相手方：NECネクサソリューションズ株式会社 (法人番号7010401022924) KDDI株式会社 (法人番号9011101031552) 契 約 金 額：222,091,100円 契約締結日：令和4年6月29日 担 当 部 局：東京税関 《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について 1 者応札となった要因について	《担当部局からの事前説明》 庁舎外における円滑かつ安全な情報の交換・共有を目的とした、高いセキュリティ機能を有するスマートフォンの運用に必要なアプリ利用料、通信料及び保守等を調達するものです。 NECネクサソリューションズ株式会社が入札に参加するにあたり、KDDI株式会社と共同して業務履行を行う旨の申し出があったことから、3者における契約を締結しております。 なお、スマートフォン本体の購入及びセキュリティのためのアプリ等の選定、構築及びキッティングについては、本件に先立って令和4年3月31日に契約した「携帯情報端末及び当該端末利用サービスに係る調達」（財務省第5入札等監視委員会令和3年度第4回定例会議審議案件。以下「前回の調達」という。）で調達を行っており、本件は、それらのランニング費用に相当する契約となっております。 調達にあたっては、特定製品・技術に依存せず、他事業者がシステムの保守等を請け負うことが可能となるよう、 ・スマートフォンを構築した業者以外の事業者であっても入札等に参入できるよう既存システムの仕組みを把握するための情報を開示 ・他事業者による円滑な業務実施のため、全体のプロジェクト体制を明記のうえ、他事業者の役割分担についても明記 するなどのシステム中立要件を設定しており、構築業者以外の者が参入する余地はあると思われるものの、構築業者以外の者が単発的に受注するにはリ

意 見 ・ 質 問	回 答
入札不調となった要因 予定価格の算出について 《書類回覧による委員からの質問・意見》 入札の経緯によると第1回入札は予定価格を上回ったため不落。第2回入札は、保守運用業務を充実させるため1回目入札額を下回れないとして辞退。しかし最終的に随意契約で予定価格を下回る金額で契約していますが、入札価格より契約金額が低減した理由は何ですか。 予定価格の算出において調査を行った「契約者を含む2者」というのは、最終的に3者間契約を結んだ相手の2者でしょうか。それとも、入札には参加しなかった別の業者でしょうか。もし別の業者であれば、第1回目の入札に参加しなかった理由は何でしょうか。 中立要件の設定において、「構築業者以外の者が参入する余地はあると思われる」とされていますが、この見通しは、発注者の推定によるものでしょうか、あるいは、入札の可能性のある業者等からも確認して、中立要件を設定したものでしょうか。	スクが伴うことから、結果的に1者入札となったと思われます。 1回目の入札価格が、当該者の市場調査時の見積額を上回る価格だったため落札せず、2回目の入札を契約者が辞退したため入札不調となりました。 開札後に事情を確認したところ、市場価格調査時の想定よりも保守運用業務を充実させる必要があるとの認識に至り、1回目の入札額を下回る金額での入札は不可と判断して2回目は辞退したとのことでした。 契約者を含む2者に対し実施した市場価格調査を参考に算出しました。 《担当部局からの回答》 入札不調後の随意契約に向けた協議において、入札金額が、いかなる障害が発生した場合でも24時間365日対応できるような窓口・修理対応を前提としたものであったことが判明しました。 これは当方がこれまでに応札者に説明していたサービスレベルを超えたものであったことから、当方の要求する夜間障害対応のサービスレベルを再度説明し、価格の提示を受けたところ、予定価格を下回る金額であったことから、契約締結に至りました。 1者は契約相手方であるNECネクスソリューションズ株式会社、もう1者は契約相手方とは別の業者です。 別の業者が入札に参加しなかった理由は、他社が構築したシステムであるため金額的に不利になると判断し、参加しなかったとのことでした。 個別に業者等に確認を行ったものではありませんが、技術的には、独占的な技術に依拠せずかつ構築されたシステムの情報が開示されれば、構築業者以外の者の受注が可能であるとの認識から中立要件を設定しております。 入札参加にあたっては、技術的な課題の克服のみならず、サービス提供資源の調達可能性（サービスを提供するための技術者の確保等）とその費用、リ

意 見 ・ 質 問	回 答
今回の契約も、NECネクサソリューションズ株式会社とKDDI株式会社の共同受託契約となっていますが、その理由は何でしょうか。 役割分担については、前回の調達では「NECネクサソリューションズ株式会社：アプリケーション提供、設計構築等費用、KDDI株式会社：携帯情報端末、運用テスト用の通信等費用」とのことでしたが、それと今回の調達との関係をご教示ください。 仕様書によると、携帯端末において利用するコミュニケーションサービスおよび電子メールサービスにかかる「利用権、運用保守、ヘルプデスク窓口、移動体通信サービス」を調達するとされていますが、このうち、「利用権」とは何でしょうか。これは前回の調達に含まれていなかったということでしょうか。 令和3年度第4回定例会議にて、前回の調達における仕様書の成果物に関する記載について審議し、その趣旨を明確にするべく、「産業技術強化法」に鑑みた記載である旨を明記するとの回答をいただきましたが、本件仕様書の記載は変更されていないようです。前回定例会議の質問に関する貴関の回答が仕様書に反映されていないという理解でよろしいでしょうか。 また、そうだとすると、変更されなかった理由は何でしょうか。	スクと利益を総合的に考慮したうえで各社判断すると思われるため、1者応札の要因はこのような理由のほうが大きいのではないかと考えます。 本件では、NECネクサソリューションズ株式会社がアプリケーション利用権の提供と運用保守業務を、KDDI株式会社が通信サービスの提供をそれぞれ請け負います。 前回と本件の関係で言えば、前回のアプリケーション提供者及びシステム設計構築者であるNECネクサソリューションズ株式会社が、今回のアプリケーション利用権の提供者及びシステム運用保守者の役割、前回の通信サービス提供者であるKDDI株式会社が引き続き同様の役割となっております。 利用権とは、携帯情報端末にインストールされているアプリケーションの利用権のことです。 利用権は前回の調達にも含まれておりましたが、前回の調達は本年8月末をもって契約終了しました。9月以降の利用権は本調達に含まれます。 本件は、前回定例会議（6月開催）より以前の5月17日に入札公告を行っていることから、仕様書にご意見を反映することができませんでしたが、以後の案件においては当該ご意見を反映させていただきます。

意 見 ・ 質 問	回 答
【事案3】 契 約 件 名：インターネットを使用した船舶追跡 サービスの提供に関する請負契約 契約相手方：株式会社B 7 (法人番号8012401024189) 契 約 金 額：2,679,600円 契約締結日：令和4年4月1日 担 当 部 局：横浜税関 《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について 1 者応札となった要因について 低落札率となった要因について	《担当部局からの事前説明》 税関においては、「安全・安心な社会の実現」に向け、外国貿易船等による密輸取締り、テロ対策、北朝鮮への厳格な対応等に取り組んでおります。密輸取締において、効果的かつ効率的な外国貿易船等の取締業務に必要となる船舶等の航跡等動静履歴等の最新のデータを随時提供する船舶追跡サービスについて取締業務を支援する観点から導入したものです。 本件入札の仕様書において、英国のインフォーマ社（以下「I 社」という。）が提供するインターネットサービスを想定しており、国内代理店は本契約者を含め2者となるようです。 競争性を高めるために取扱可能な業者を調査し、入札への参加を呼び掛けましたが、結果として入札に参加したのは本件契約者のみとなり、1 者応札となったものです。 今後については、引き続き取扱業者に関する情報収集を積極的に行ったうえで、可能な限り多くの者に入札参加の声掛けを行うことにより、競争性の向上に努めてまいります。 本件の予定価格については、履行可能な2者に見積依頼したものの、本契約者以外の者については見積書提出辞退となったため、回答のあった本契約者の見積価格を採用したものです。 低落札率となった点については、予定価格の参考とした本契約者の見積価格は同社が当該サービスをドル建てで調達しているといった状況から見積書作成にあたり開札日までの1 か月間の為替レ

意 見 ・ 質 問	回 答
《回覧による委員からの質問・意見》 船舶追跡サービスを I 社が提供するサービスを想定しているから、結果的に 1 社入札となったが、他の船舶追跡サービスは検討されなかったのですか。 I 社が提供するサービス以外に、同様の機能を有する船舶追跡サービスはないのでしょうか。 予定価格の調査では、回答があった総額について、その内訳は確認されたのでしょうか。回答があった額をそのまま予定価格とした根拠は何かありますか。 サービスの基盤となっているものがドル建て調達されたものとのことであるが、昨今に大幅な為替変動リスクを追加で請求されることはありませんか。 低落札率となった要因は、為替レートの変動リスクを多めに見ていたからと説明されていますが、それが理由として 5 割以上の低価額になるのでしょうか。落札業者からは、何か確認されていますか。 予定価格調書内訳によると、I 社が・・・I 社により、代理店同士の競争はさせないという方針が示され・・・横浜税関は契約者が担当とされた」と記載されていますが、 ①当初はもう 1 社の代理店も入札予定だったということでしょうか。	ト変動リスクを大きめに勘案していたものの、入札時においてはレート変動幅が見込みを下回ったことが要因として考えられます。 予定価格の算出にあたっては、市場価格を適切に反映させるよう、今後は可能な限り複数者からの見積書の徴取に努めてまいります。 《担当部局からの回答》 他の船舶追跡サービスを検討しましたが当該サービスを使用する部門が必要とするスペックを満たしていないため I 社が提供するサービスを想定しました。 他にも同様の船舶追跡サービスがありますが、検討したところ当該サービスを使用する部門が必要とするスペックを満たしているのは I 社が提供するサービスのみでした。 当関が求めるサービスを提供できる事業者が限られる状況において、見積書を提出した者が 1 社のみであったため、内訳の確認を行うことなく、総額をもって市場価格と認め、予定価格といたしました。次回以降は、価格の見積根拠等の精査を通じて、より適切な予定価格調書を作成するよう努めてまいります。 契約後に為替変動リスクを追加で請求されたことはありません。 落札者に確認した結果、主な理由として為替変動リスクについて説明がありました。その他に企業努力による入札金額となったものと思料されます。 予定価格積算のためもう 1 社の代理店に見積依頼をした際に見積書提出辞退となる理由を営業担当者に確認し予定価格調書内訳に記載したものです。 詳細な事情までは聞き取っていないため、ご質問の回答はそれぞれ下記のとおりになります。

意 見 ・ 質 問	回 答
② 2 社が入札予定であることを I 社はどのように知ったのでしょうか。 ③ 横浜税関に関しては契約者が選ばれた理由は何ですか。 ④ 今回入札をしないことになったもう 1 社の代理店は、他の入札では優先することになるのでしょうか。 ⑤ 国内代理店 2 社以外には有力な入札候補者もない中で、I 社が入札者を指示し、ないしは業者同士で話し合っって入札者を決めたということになると入札における競争を阻害しているようにも思われますが、いかがでしょうか。 なお、入札談合ガイドライン1—1—1（受注意欲の情報交換等）は、次の行為は受注予定者を決定するための手段となるものであり、又は受注予定者に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる蓋然性が高いものであり、違反となるおそれが強いとしています。 「入札に参加しようとする事業者が、当該入札について有する受注意欲、営業活動実績、対象物件に関連した受注実績等受注予定者の選定につながる情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。」	ご質問の①～④につきましては、当方では把握しておりませんでした。 ⑤につきましては、当方は I 社とのやり取りがなく詳細な状況を把握しておりませんので分かりかねます。

意 見 ・ 質 問	回 答
【事案4】 契 約 件 名：仙台空港官庁事務所設備等保守管理 業務 契約相手方：株式会社東武 (法人番号7011101078389) 契 約 金 額：7,065,666円 契約締結日：令和4年4月1日 担 当 部 局：横浜税関 《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について 1者応札となった要因について 高落札率となった要因について 《書類回覧による委員からの質問・意見》 1 社応札となった要因の説明で、2 番目の業者は証明書提出不備で不合格となったとのことだが、よくあるケースですか。業務内容からして同業他社はもっとありそうな気がします。	《担当部局からの事前説明》 仙台空港官庁事務所における設備等の保守管理を行うと共に、環境及び衛生に係る業務について、各種法令を遵守し、庁舎における適正な維持及び管理を行い、施設を正常に運用することを目的として調達を行ったものです。 本契約につきましては、仕様書に業務内容及び基準となる法令等を明示し、本契約に係る総額を入札書に記載させる方法で一般競争入札を行ったものです。 本件入札に当たっては、2 者が入札参加の意思を示しましたが、1 者については証明書等の提出書類不備による審査不合格となり、本件の応札には至らず、結果、1者応札となったものです。 本件の予定価格については、国土交通省作成の建築保全業務積算要領等により積算した価格と、前年度契約額を基礎として積算した価格を比較し、より安価であった価格を採用したものです。 前年度契約者は本件契約者と同一であり、企業努力の余地がそれほどなかったものと思料されます。 今後も予定価格の算出にあたっては、複数の積算方法を比較すること、及び市場実態を適切に反映させるよう、引き続き複数者からの聞き取り徴取に努めてまいります。 《担当部局からの回答》 証明書等の提出書類不備につきましては、よくあるケースとまでは言えませんが、年間を通し数件は確認されます。

意 見 ・ 質 問	回 答
契約者をインターネットで調べると指名停止業者一覧(令和3. 11. 1 付) とあるが、これが当該入札には影響しないものかどうか検討されていますか。 予定価格積算書の「積上げによる」積算の直接人件費の人工数は、建築保全業務積算要領に記載された要員数によって積算したものでしょうか。これには、前年度実績は加味されていないという理解でよろしいのでしょうか。 予定価格積算書によると、「積上げによる」と「昨年度契約額を基礎とした」では価格差がありますが、この部分は、前回の入札においては入札者の企業努力があったと考えてよろしいのでしょうか。 予定価格の算出において調査を行った2社は、入札に参加した2社でしょうか。それとも、入札には参加しなかった別の業者でしょうか。もし別の業者であれば、第1回目入札に参加しなかった理由は何でしょうか。 応札者が1 者で、応札を繰り返すことによって、予定価格が推測されてしまうことになり、高落札率となるのは、ある程度やむを得ないかと思われませんが、これを回避するためにも、応札者を増やす努力が必要かと思われます。 請負契約書別紙「支払計画(令和4年分)」の四半期ごと、各月ごとの金額はどのように決められているのですか。	「入札時に提出された資格審査結果通知書に記載された法人番号と指名停止業者一覧に記載されている法人番号が異なっていること」及び「法人番号の1 法人1 番号付与の原則」を踏まえ、当該通知書記載の法人番号が有効であることを国税庁のホームページで確認したうえで、指名停止を受けている者と本件応札者は別法人であると判断し、当該入札には影響がないものとして考えました。 仰る通り、「積上げによる」積算の直接人件費の人工数は、建築保全業務積算要領に記載された要員数によって積算したものです。他方、前年度実績を加味したものが「昨年度契約額を基礎とした」になり、比較の上でより安価であった価格を採用したものとなります。 請負業者の経験則や委託先の関連会社との関係性など、企業努力による入札金額であったと思われます。 1 者については入札に参加した者となります。もう1 者については入札には参加しておりませんが、入札参加資格を保持しており、過去に当該契約を請け負った業者となります。入札に参加しなかった理由については、過去の落札価格が当該者の入札価格を下回っているためと伺っております。 公告期間を長くすることや、開札から契約開始までの準備期間を長く確保するなど、応札者数増加となる様に努めてまいります。 本件入札につきましては総価契約になりますが、入札説明書において落札業者は内訳書を提出するように記載しており、落札業者から提出された入札内訳書を基に作成しております。